

## ご意見等の概要と市の考え方

「新潟市女性活躍推進法地域推進計画（案）」にお寄せいただいたご意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
1	1	第1章 1 計画策定の趣旨	<p>「自らの意思によって働き、または働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を通して自己実現できるように社会全体で取り組んでいく必要があります」を</p> <p>「自らの意志によって働くことができる環境づくりに社会全体で取り組んでいく必要があります」に修正を。</p>	<p>女性活躍推進法の総則（目的）の記述と同様に「自らの意志によって働き、また働くことを希望する女性」と記載することにより、本計画が現在働いている女性と、これから働くことを希望する女性の両方を対象としていることを表しています。</p>	なし
2	1	第1章 1 計画策定の趣旨	<p>「自らの意思によって働き、または働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を通じて自己実現できるように社会全体で取り組んでいく必要があります」を</p> <p>①法の記述に合わせ、「自らの意思によって働き、または働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できるように社会全体で取り組んでいく必要があります」に修正を。</p> <p>②「自らの意思によって働き、または働くことを希望する女性が、その個性と能力を発揮し、職業生活において活躍できるように社会全体で取り組んでいく必要があります」に修正を。</p>	<p>女性活躍推進法の基本原則においては「女性の職業生活における活躍の推進にあたっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべき」と記述されているため、素案のような表記にしています。</p> <p>「自己実現」という言葉には、職業生活以外のことも含まれるため、「職業生活において活躍できるように」では、意味するところとして狭すぎるものと考えます。</p>	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
3	1	第1章 1 計画策定の趣旨	<p>「また、<u>人材の多様性（ダイバーシティ）</u>を確保して社会や企業の創造性などを高めるといった観点からも」を</p> <p>①「また、<u>人材の多様性を確保して社会や企業の創造性などを高めるといった観点からも</u>」に修正。 （同じ意味の言葉を重ねる必要はない。この分野のカタカナ語はそれだけでいろいろな含みを持ち、解釈が異なることもあるので解説なしに安易に使用すべきではない）</p> <p>②ダイバーシティというカタカナ語を欄外に解説するべき。（いろいろな解釈があるため）</p>	<p>ダイバーシティは、現在では多様な人材を確保して企業などの創造性を高めることといった意味で広く使われおり、計画策定の背景にある考え方を適確に伝えるために「人材の多様性（ダイバーシティ）」と記載しています。</p>	なし
4	1	第1章 1 計画策定の趣旨	<p>「本市では、女性の働く場での活躍推進に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、本計画を策定しました。」を</p> <p>「本市では、<u>男女の人権を尊重し、女性の働く場での活躍推進に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、本計画を策定しました。</u>」に修正。（少子化対策、経済政策ためだけでなく基本は男女の人権尊重であるから）</p>	<p>女性活躍推進法の総則には、同法律が男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとりたものであることが記載されています。</p> <p>また、「これらの状況を踏まえ、」は新潟市男女共同参画推進条例及び新潟市男女共同参画行動計画にも言及した前の2つの段落をまとめて指しており、本計画が男女の人権を尊重することや、男女共同参画の推進を踏まえたものであることを示しています。</p>	なし
5	1	第1章 1 計画策定の趣旨	<p>基本的な考え方が分かりました。</p>	-	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
6	2	第1章 3 計画期間	<p>仮に「第4次男女共同参画行動計画」策定の際に本計画と一体化される場合には、DV対策基本計画を第4章として章立てを分けて策定した第2次・第3次男女共同参画行動計画と同様に、女性活躍地域計画についても章立てを分けてほしい。</p> <p>労働分野における女性のおかれている状況が厳しい中、評価の対象となり、より施策が展開されやすくなるのではないかと思う。</p>	<p>次期地域推進計画と第4次男女共同参画行動計画を一体化するかどうか現時点では未定です。</p> <p>仮に一体化して計画を策定する場合には、地域推進計画と男女共同参画行動計画は、かなり広い範囲で重なり合うことから、「DV対策基本計画」のように一つの章にまとめて記載することは技術的に難しいと考えています。</p>	なし
7	3	第2章現状と課題	<p>女性活躍に関する新潟市の現状と課題について、多くの調査が実施され、これらを活用し(基にして)、現状と課題を把握している流れがわかりました。社会全体で考えていく課題である。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>	なし
8	3	第2章1(1)新潟市の女性の有業率と就業	<p>「M字カーブを解消し、<u>妊娠・出産・育児</u>などのライフイベントを抱えながらも就労を希望している女性が働くためには、」について、ライフイベントの中に「<u>介護</u>」も加える。</p>	<p>次のとおり修正します。</p> <p>…M字カーブを解消し、<u>妊娠・出産・育児または介護</u>などのライフイベントを抱えながらも…</p>	あり
9	3	第2章1(1)新潟市の女性の有業率と就業	<p>「各人の生き方の多様化に対応して、転職を考える女性や新潟市に転居し新潟市で働くことを考えている女性、若者を含むあらゆる世代の女性への支援体制も求められます。訓練制度の充実や就職などの情報提供、企業との連携を含むサポート体制づくりが求められます。」を追加。</p> <p>若者や未婚女性などシングル女性、転職を考えている女性への支援も必要。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。なお「第3章 目指す姿と施策の方向性」において、いただいたご意見に対応する具体的な取組みを記載しています。</p>	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
10	3	第2章1(1) 新潟市の女性の有業率と就労	「また、各人の多様な生き方の選択にそって、職業訓練の機会の提供、就労情報の提供やネットワークづくりなどの就労支援が男女共同参画の推進のもとになされることが期待されます。この取り組みは子育て中の女性に限らずあらゆる世代にむけてなされることが求められます。」を追加。  次世代育成支援計画と違い、女性活躍推進では子どもの有無にかかわらず女性の自立に向けた取り組みが求められているため。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。なお「第3章 目指す姿と施策の方向性」において、いただいたご意見に対応する具体的な取組みが記載しています。	なし
11	4	第2章1(2) 企業の取組み	中小企業への支援策として、ハッピーパートナー企業からの情報収集、働きかけなど県との協力も必要であることを加える。	県や労働局などとの連携、協力をより一層進めていくことの必要性については十分認識しており、「第4章 計画の着実な推進体制」の中で連携、情報交換等に努めることを記載しています。	なし
12	4	第2章1(3) 管理職等への女性の登用	企業の取り組み姿勢：女性職員の採用時から将来登用（管理職・執行役員まで）の経営方針を立て、教育訓練することなどを加える。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	なし
13	4	第2章1(3) 管理職等への女性の登用	「女性自身がリーダーになることを希望しない」という回答が全体・女性・男性とも全国平均の倍以上、さらに男性が女性よりも10ポイント高い。「必要な知識や経験が不足」というスキル面ではなく意識面でのこの回答は大問題。なぜそう考えるのかという現状分析と対応が必要。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	なし
14	6	第2章2(4) 職場環境の整備	「パタニティ・ハラスメント」は、一般にはまだなじみがなく、和製英語であることから、脚注が必要と思う。	「パタニティ・ハラスメント」について脚注を加えます。	あり

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
15	6	第2章2(5) 多様な主体と 連携した取組	連携する関係団体に「新潟市男女 共同参画審議会」を加える。	ここでは、経済団体、労働団体、国、県な どの関係行政機関をも含む多様な主体との 連携について記載しています。	なし
16	19	【参考】(2) ⑩起業者の女 性割合	女性割合の比較以外に、職種や、 女性起業の利点などのアンケート 結果もあれば、女性に有効な働き 方がもっと見えてくるのでは。	いただいたご意見は、今後の参考にさせて いただきます。	なし
17	26	【参考】(4) ②仕事と生活 のバランス	分析として「30歳から34歳まで の就労者は、男女とも「仕事を優 先すべきである」はゼロとあるの は、この年代が過重労働をしてい るか理解できる。」を加える。	30歳から34歳までの女性就労者に「仕事 を優先すべきである」という回答の割合が少 ない理由が、その年代に過重労働が多いこと によるものであると断定することはできな いと考えています。	なし
18	36	第3章 目指 す姿と施策の 方向性	目指す姿と施策の方向性につい て、多くの視点で施策と方向性が 検討されており、よくまとまって いると思います。	-	なし
19	36	第3章 基本 目標2 企業 における女性 活躍に向けた 自主的な取組 の促進	「基本目標2 企業における取り 組みの促進」の「施策の方向」の中 に、基本目標1にも掲げられてい る ・職業生活と家庭生活の両立のた めの環境整備 ・ハラスメントのない職場の実現 を再掲する。	ご意見のとおり、「職業生活と家庭生活の 両立のための環境整備」「ハラスメントのない 職場の実現」とも企業における取り組みに も関わる項目ですが、基本目標2は法律や制 度ではなく、主に企業の自主的な取組である ことから、素案のままとします。	なし
20	38	第3章1(1) ①ア 各種保 育サービスの 拡充と質の向 上	<主な事業>の中に「保育料の保護 者負担の軽減」を加える。	本市では従来から保育料の保護者負担の 軽減に努めてきましたが、今後については国 の幼児教育無償化に向けた動きを注視して いきます。	なし
21	39	第3章1(1) ①エ 子育て 中の社会参加 の機会づくり	・前書きに「地域で子育てを支え あう仕組みづくりを支援します」 を加える。 ・<主な事業>に 「ファミリーサポートセンターの 運営」 「各地域における子育て支援の実 施」を加える。	ここでは、子育て中の方が社会参加できる ように、保育付きの講座や学習会などの開催 と、保育者の確保と質の向上に関係すること を記載しています。	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
22	43	第3章1 (1) ④ア ワーク・ライフ・バランスの取組による企業へのメリットの啓発	「また、ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー等を行い、ノウハウを持たない企業に対して取り組みを支援します」を加える。	説明文章には大まかな内容のみを記述することとし、その下に「主な事業」として「セミナー等の実施」を挙げてあります。	なし
23	45	第3章1 (2) ③再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の対象者に「出産・育児」のため離職した女性のほか、「介護」のため離職した女性も加える。</li> <li>・支援の対象者に「転職を考えている人」を加える。</li> <li>・支援事業の内容に「講座」の開催だけでなく「仲間づくり・ネットワークづくり」を加える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の対象者に介護のため離職した女性も追記します。</li> <li>・本市では、現在は職に就いていなくても就業を希望する女性が多く、転職を考えている女性の支援よりも、就業希望のある無業者の支援が優先されるべきと考えます。</li> <li>・「働く女性のネットワークづくり支援事業」においては、現在働いている女性を対象にしていますが、再就職を考えている女性の参加も受け入れています。</li> </ul>	あり
24	45	第3章1 (2) ④起業・創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書をしっかり立てられるビジネススクールが必要。 (金融機関、マーケティング企業、支援機関が入って最低6か月。しっかりと理念を固め、地域の中でオープンイノベーション形式な支えがないと息切れすると思われる。また、女性起業の優位性を確立するコアコンピタンスづくりのため)</li> <li>・ビジネス展示会などで女性起業ブースとビジネスマッチング。 (女性企業の可視化、認知する場が必要。)</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本市では産業競争力強化法(平成26年1月施行)に基づき、地域の創業を促進する施策として創業支援事業計画を策定し、市および支援機関(新潟IPC財団、商工会議所、地域金融機関等)が連携して、市内における創業を支援しています。</p> <p>新潟IPC財団による創業セミナーのほか、各支援機関でも、ビジネスプランを作成するための連続セミナー、安定的な事業継続に向けたより実践的なセミナーなどを実施しています。</p> <p>また、ビジネスマッチングの機会としては、1万人以上が来場する県内最大級の商談型産業見本市「にいがたBIZ EXPO」が毎年開催されており、本市も実行委員の構成員となっています。現状では女性の起業に特化したブースはありませんが、ご提案の内容は実行委員会にお伝えします。</p>	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
25	46	第3章1(2) ⑥キャリア教育等の推進	・〈主な事業〉に 「学生を対象にした講座等の実施」 「女子学生と女性社員によるUIターン促進交流会」 を加える。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。 なお、学生を対象にした講座等の開催予定はありませんが、新潟大学法学部の「特殊講義」において、本市の職員がワーク・ライフ・バランスやキャリアデザインに関する講義を担当した事例があります。今後も引き続き市内の大学と連携し、講座等の開催要望があれば協力したいと考えます。	なし
26	48	第3章1(4) ①セクシュアル・ハラスメントを防止する環境づくりのための啓発	〈主な事業〉に「企業・団体等を対象とした出前講座等の実施」を加える。	ハラスメント対策についての市単独での出前講座は難しいため、引き続き新潟労働局など他機関との連携を図ります。	なし
27	52	第4章 計画の着実な推進体制	計画の推進体制はこれでOKと思います。決めた事業は着実に実施してください。	-	なし
28	52	第4章(2)協議会の設置	女性活躍推進法に基づく協議会は新潟市ワーク・ライフ・バランス推進協議会と別に新たに設けるべき。	国の基本方針における協議会の構成員の例示は、国や県の関係部局や事業者団体、学識経験者などとなっており、新潟市ワーク・ライフ・バランス推進協議会と重なるメンバーが多いことから、素案のとおりとします。	なし
29	53	第5章 指標	指標は意欲的（前向き）な数値目標であると思います。	-	なし
30	53	第5章 指標	「ワーク・ライフ・バランスという用語の認知度」 「男性の「育児休業」「介護休業」に賛成する男性の割合」 わかったら指標に追加を。	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度は、第3次男女共同参画行動計画（～H32年度）の中で、既に指標となっています。 なお、「男性の「育児休業」「介護休業」に賛成する男性の割合」に関する調査は行っていません。	なし

No.	P	記載箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
31	53	第5章 指標	<p>女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」の認定基準を考慮し</p> <p>基本目標1</p> <p>指標 「第1子出産前後の女性の継続就業率」</p> <p>指標 「6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間」</p> <p>指標 「子宮がん検診、乳がん検診受診率」</p> <p>指標 「児童クラブを利用できない児童数」</p> <p>を追加。</p> <p>基本目標2</p> <p>指標 「所定内賃金の男女格差」(企業内のことなので目標2へ)</p> <p>指標 「管理職に占める女性の割合」</p> <p>指標 「男性の育児休業取得率」</p> <p>指標 「1週間の就業時間が60時間以上の女性・男性の割合」</p> <p>指標 「アンケート調査でハラスメントがあると答えた人の割合」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子出産前後の女性の継続就業率は本市のデータを抽出することができません。</li> <li>・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間は、第3次男女共同参画行動計画の指標と関連することから、本計画では省きます。</li> <li>・子宮がん検診や乳がん検診の受診率は別途「新潟市健康づくり推進基本計画」の指標となっているため、本計画では省きます。</li> <li>・現状では放課後児童クラブは入所基準を満たした児童はすべて受け入れており、さらなる施設整備を進めています。したがって本計画に指標として追加することは考えていません。</li> <li>・所定内賃金の男女格差はご意見のとおり、基本目標2に位置付けます。</li> <li>・「女性が仕事をする上で必要なこと」の第2位が「夫や家族の理解・協力」、「女性リーダーを増やすうえで障害となるもの」の第1位が「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと」であり、長時間労働を前提とする男性中心型労働慣行を見直し、男性が家事や育児・介護に関わることができるようにすることが重要と考えるため、長時間労働に関する指標は男性のみとします。</li> </ul>	あり
32		全体	カタカナ語及び専門語の用語集を最後に添付してください。多くの市民に知っていただき、理解と協力が必要な事業です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説が必要だと思われる言葉については、該当ページの下部に脚注を入れます。</li> </ul>	あり